

子どもの貧困対策に関する検討会（第3回）

当事者からみた
子どもの貧困における現状と課題

全国母子寡婦福祉団体協議会

副理事長 鉄崎 智嘉子

1 はじめに

- ・ひとり親家庭における現状

2 雇用環境の改善

- ・親の働き方について
子育てと仕事を両立させ、安定した生活が送れるための収入を確保できる社会
 - 非正規雇用の増加と非正規労働・正規労働の格差拡大の是正
 - ワーキングプアの解消
 - 非正規労働から正規労働への転換の促進への対策

(参考資料等：平成 23 年全国母子世帯等調査)

- ・母子家庭の母の就労率 80.6% (父子家庭 91.3%)
 - うち常用雇用 39.4% (同 67.2%)
 - 臨時・パート 47.4% (同 8.0%)
- ・母子家庭の平均年間収入 223 万円 (父子家庭 380 万円)
 - うち就労収入 181 万円 (同 360 万円)
- ・同居親族を含む世帯全員の平均年間収入 母子家庭 291 万円 (父子家庭 455 万円)

(参考資料等：非正規労働者の割合 (大阪府における雇用実態把握調査 (大阪府 H24.2 月))

- ・全国と比べて、非正規労働者の割合が高い。
(大阪府 42.9%、全国 34.8%)

3 教育の充実

学校教育の充実について

本人のやる気や努力で進路選択ができる社会

- 親の経済力と学力の格差の是正
- 学校教育の充実

(参考資料等：全国学力・学習状況調査 (きめ細かい調査) の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究 (H25))

- ・概ね世帯収入が高いほど子どもの学力が高い傾向が見られる。
- ・学校外教育支出と学力との関係は強く、学校外支出が多い家庭ほど子どもの学力も高いという傾向が見て取れる。

学校の授業以外の学習活動への支援

- 大阪府福祉事務所の取り組み

(参考資料等：富田林・岸和田子ども家庭センターにおける子どもの健全育成事業)

セーフティネット支援対策等事業費補助金

岸和田子ども家庭センター

生活保護受給世帯の児童への高校進学、高校中退防止のための学習支援や学校生活の悩み相談等を行う。

富田林子ども家庭センター

高校等へ進学を希望する子どもに対して学習支援を行う。また学習支援と合わせてカウンセリングを実施。

子どもの得意分野に応じた進路選択の充実

- 子どもが得意分野において、技能や技術を取得して自立できる社会

4 経済的支援

貧困連鎖を断ち切るための支援の充実

- 児童手当の支給期間の延長
- 児童扶養手当の第2子以降の支給額の増額及び子どもが進学する場合の支給期間の延長
- 児童扶養手当の支給に係る所得制限の収入認定額の緩和及び同居親族の所得要件の廃止

(参考資料等：児童手当制度・児童扶養手当制度について)

児童手当制度

【目的】家庭等の生活の安定に寄与。次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。

【支給対象】中学校修了までの国内に住所を有する児童(15歳に到達後の最初の年度末まで)

【手当月額】・0～3歳未満 一律 15,000円

・3歳～小学校修了まで(第1子・第2子:10,000円、第3子以降:15,000円)

・中学生 一律 10,000円

・所得制限(年収ベース 960万円)以上 一律 5,000円(当分の間の特例給付)

児童扶養手当制度

【目的】父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当。

【支給対象】18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(障がいがある場合は20歳未満まで)

【手当月額】受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決定。

・児童1人の場合 全部支給：41,020円、一部支給：41,010円～9,680円

・児童2人以上の加算額 2人目：5,000円、3人目以降1人につき：3,000円

進学意志のある子どもが安心して教育を受けられる仕組みづくり

- 給付型奨学金制度の創設
- 高校生等奨学給付金制度について
 - ・奨学給付金が子どもの教育環境を整えるという制度の本来の目的に使われているかを検証し、改善する点があれば改善すべき。

5 貧困の連鎖防止

貧困の連鎖防止に向けた、行政、民間団体、地域社会の連携強化と仕組みづくり

6 生活困窮者自立支援法との連携

生活困窮者自立支援法と子どもの貧困対策の推進に関する法律との連携強化

7 おわりに